

第1章

子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ

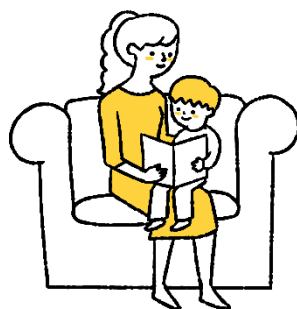
1 子どもにとっての読書活動の意義

近年、SNSや動画コンテンツ、生成AI等、デジタルメディアの多様化と普及により、子どもたちの情報との関わり方や学びのスタイルが大きく変化しています。こうした中で、幼児期から読書に親しむ機会のあり方が多様化する一方で、読書との接点が薄れる「読書離れ」や、「活字に触れる習慣の希薄化」が懸念されています。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」によると、小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和2年度末から令和3年度当初に実施された新型コロナウイルス感染拡大防止のための全国一斉臨時休校を経て、令和元年度の34.4%から令和3年度には38.5%まで上昇しています。また、令和元年度と令和2年度との比較において、不読率の上昇が他の学年と比較して大きかった学年は、令和2年度に小学校2年生、小学校3年生、中学校1年生及び高校1年生であり、全国一斉臨時休校が、自宅学習の難しい小学校低学年や、中学校、高校に進学した直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されています。同じく、令和元年度から令和2年度において本を読む時間が減少した一方で、漫画や雑誌を読む時間が増加したこと等が指摘されています。

子どもの読書活動は、言葉の力を育み、想像する楽しさや他者への共感力を育て、表現する力や考える力を伸ばす上で、欠かせないものです。また、社会が大きな転換期を迎える今、人生100年時代を見据え、生涯にわたって学び続けるための土台としても、読書は大きな役割を担うものです。

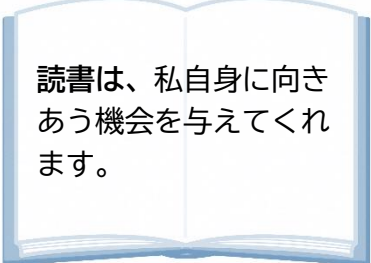
そのため、子どもたちが自然と本に親しみ、日常的に読書を楽しめるような環境を整え、家庭、地域、学校、専門・関係機関で子どもの読書活動を支えることが、これまで以上に大切になっています。



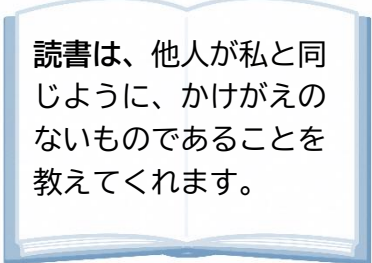
「読書」とは

本の扉を開く自発的な行為としての読書。

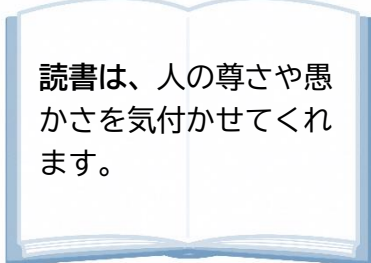
読書には、人が生きていく上で大切な魅力あふれるものが隠されています。



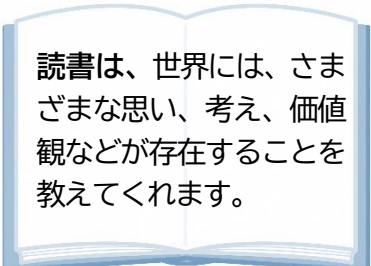
読書は、私自身に向きあう機会を与えてくれます。



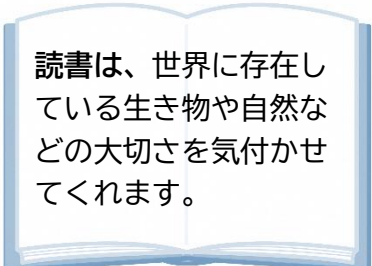
読書は、他人が私と同じように、かけがえないものであることを教えてくれます。



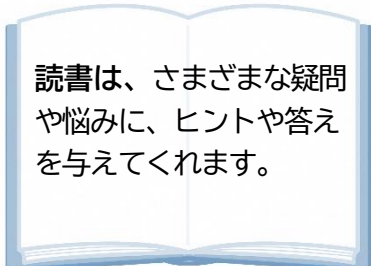
読書は、人の尊さや愚かさを気付かせてくれます。



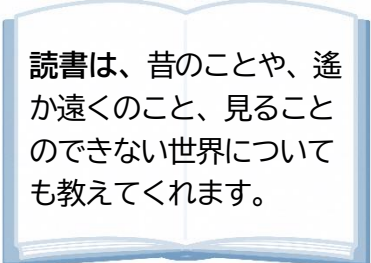
読書は、世界には、さまざまな思い、考え、価値観などが存在することを教えてくれます。



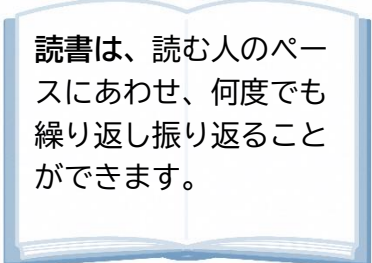
読書は、世界に存在している生き物や自然などの大切さを気付かせてくれます。



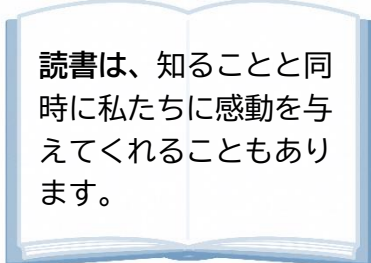
読書は、さまざまな疑問や悩みに、ヒントや答えを与えてくれます。



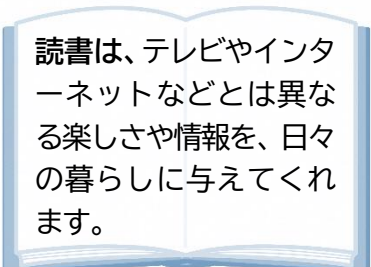
読書は、昔のことや、遙か遠くのこと、見ることでできない世界についても教えてくれます。



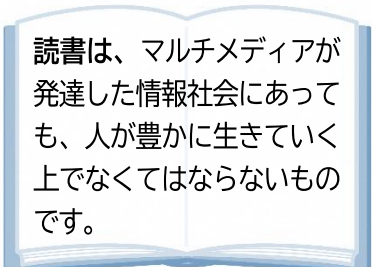
読書は、読む人のペースにあわせ、何度でも繰り返し振り返ることができます。



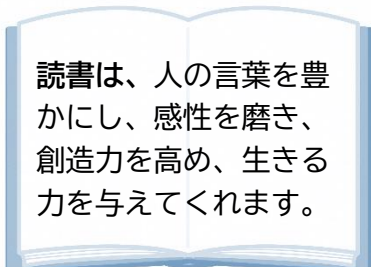
読書は、知ることと同時に私たちに感動を与えてくれることもあります。



読書は、テレビやインターネットなどとは異なる楽しさや情報を、日々の暮らしに与えてくれます。



読書は、マルチメディアが発達した情報社会にあっても、人が豊かに生きていく上でなくてはならないものです。



読書は、人の言葉を豊かにし、感性を磨き、創造力を高め、生きる力を与えてくれます。

子どもの発達段階ごとの特徴と必要な働きかけ

【発達段階】 《 読書活動に関わる特徴 》

《 必要な働きかけ 》

妊娠期

乳幼児期
(0～5歳)

○ 乳児期は、保護者等や周囲の大人からの語りかけを通して心と言葉が育まれ、安心感や信頼感が築かれます。

○ 幼児期は、自分の思いを言葉で伝えようとする力が育つ時期です。絵本等※¹に興味を持ち、お気に入りの本を繰り返し手にするようになります。

✧ 家庭では、保護者等をはじめ周りの大人が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、語りかけやスキンシップ等とともに、絵本等の読み聞かせをしてあげることが大切です。そして、絵本等を読んであげる時は、大人も子どもと一緒に楽しむことが大切です。

✧ おはなし会※²等の機会を積極的に活用したり、幼い頃から地域の図書館・図書室等と一緒に利用したりするなど、子どもが本に触れる機会をできるだけ多く作ってあげることが大切です。

小学生期
(6～12歳)

○ 小学校低学年は、保護者等による読み聞かせがまだまだ必要な時期です。少しずつ長文も読めるようになり、興味・関心の広がりに伴い読書の対象も徐々に広がってきます。

○ 小学校高学年になると、興味や関心が大きく広がってきます。読む楽しさを知り、自分の目的にあった本を読もうとする子が増えてきます。

✧ 家庭では、低学年児に対し引き続き読み聞かせをしてあげるとともに、保護者等も読書に親しむようにし、子どもと一緒に家庭での読書活動を楽しむことが大切です。

✧ 学校の図書館（図書室）や地域の図書館・図書室等が子どもにとって利用しやすいものとなるよう、配慮していくことも必要です。

✧ 高学年児に対しては、地域の子どもに関わる施設等も活用しながら、本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを進めていく必要があります。

中学生・高校生期
(13～18歳)

○ 中学生・高校生期では、本との付き合い方がさらに多分野に拡大し、さまざまな悩みや生き方の方向性を求めるなど、質的にも深まりを求めます。

○ 一方で、学業や部活動等、時間に追われる生活スタイルになるにつれて、読書から離れる傾向がさらに進みやすい時期です。

✧ 読書を強制したり、干渉したりするのではなく、一人ひとりの興味や関心にあった本との出会いを自ら求め、達成できるよう、周囲の大人はあたたかいまなざしで見守ってあげることが大切です。

✧ “かけがえのない一冊”に出会えるよう、保護者等の働きかけや、個々の子どもに応じた適切なレファレンスや読書相談、情報提供等が必要です。

✧ 忙しい生活の中で読書から離れてしまう子どもたちが、学校の図書館（図書室）や地域の図書館・図書室等、地域施設等を活用し、生涯にわたる読書習慣につながるができるように、利用しやすい読書環境づくりや、機会の提供等により、支援していくことが必要です。

※¹ 絵本等：乳幼児期の子どもが楽しめるような紙芝居やわらべうたも含まれます。

※² おはなし会：図書館等で、子どもに向けて、図書館員やボランティアによって行われる、おはなしや絵本、紙芝居等の読み聞かせの会のことです。

2 子ども読書活動推進計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景 ～国・県の動向～

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後、国及び県では様々な取組を実施してきました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国・県・市の取組

年月		国の主な動き	国の子ども読書の主な動き	神奈川県・藤沢市の主な動き
2001 年 (平成 13 年)	12 月		「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行 ※毎年 4 月 23 日を「子ども読書の日」と定め、子どもが自主的に読書活動を行うことができるようにするための国及び地方公共団体の責務を明らかにした。	
2002 年 (平成 14 年)	8 月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次基本計画)の策定	
2004 年 (平成 16 年)	1 月			「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2005 年 (平成 17 年)	7 月	「文字・活字文化振興法」施行		
2006 年 (平成 18 年)	3 月			「藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
	12 月	改正「教育基本法」施行		
2007 年 (平成 19 年)	6 月	改正「学校教育法」公布		
2008 年 (平成 20 年)	3 月	「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「幼稚園教育要領」の改正	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次基本計画)の策定	
	6 月	改正「社会教育法」「図書館法」施行 国民読書年に関する国会決議		
2009 年 (平成 21 年)	7 月			「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2011 年 (平成 23 年)	3 月			「ふじさわ子ども読書プラン 2015 第 2 次藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
2012 年 (平成 24 年)	12 月	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正		
2013 年 (平成 25 年)	5 月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次基本計画)の策定	



第1章 子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ

年月		国の主な動き	国の子ども読書の主な動き	神奈川県・藤沢市の主な動き
2014年 (平成26年)	4月	「学校図書館法」の一部改正 ※「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書 ^{※3} を置くことが努力義務として明記された。		「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2015年 (平成27年)	4月	改正「学校図書館法」施行		
2016年 (平成28年)	3月			「ふじさわ子ども読書プラン2020 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
2017年 (平成29年)	3月	学習指導要領の告示 (小学校・中学校)		
	4月	特別支援学校学習指導要領の告示 (小学部・中学部)		
2018年 (平成30年)	3月	学習指導要領の告示 (高等学校)		
	4月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次)の策定	
2019年 (平成31年)	3月			「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2019年 (令和元年)	7月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行		
2021年 (令和3年)	3月			「ふじさわ子ども読書プラン2025 第4次藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
2023年 (令和5年)	3月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次)の策定	
2024年 (令和6年)	3月			「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定



※3 学校司書：司書教諭^{※4}とともに、学校図書館に関わる仕事を主に行う事務職員のことです。2015年(平成27年)4月に施行された改正学校図書館法では、学校司書を「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と位置づけ、その配置に努めることや資質向上のための措置を講ずることに努めるよう示しています。

※4 司書教諭：学校図書館法に基づき、学校図書館司書教諭講習を受講して「司書教諭」の資格を取得し、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた教諭のことです。学校図書館の専門的職務にあたる役割を担っています。

(2) 計画策定の目的

本市では、国及び県の計画を踏まえ、子どもの発達段階に応じた課題や、家庭、学校、地域のそれぞれの役割を考慮しながら、次のとおり段階的に計画を策定し、取組を進めてきました。

2006年(平成18年)3月 「藤沢市子ども読書活動推進計画」(以下「第1次計画」という)

2011年(平成23年)3月 「ふじさわ子ども読書プラン2015 第2次藤沢市子ども読書活動推進計画」(以下「第2次計画」という)

2016年(平成28年)3月 「ふじさわ子ども読書プラン2020 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画」(以下「第3次計画」という)

2021年(令和3年)3月 「ふじさわ子ども読書プラン2025 第4次藤沢市子ども読書活動推進計画」(以下「第4次計画」という)

この度、第4次計画期間の最終年度を迎え、これまでの計画に基づく取組の成果を検証し、すべての子どもが本に出会い、言葉にふれ、本を身近に感じられる環境をより充実させるために、残された課題や変わりゆく社会状況を踏まえて、子どもの読書活動がより一層効果的に展開される状態を目指して、新たな計画「ふじさわ子ども読書プラン2030 第5次藤沢市子ども読書活動推進計画」(以下「第5次計画」という)を策定するものです。



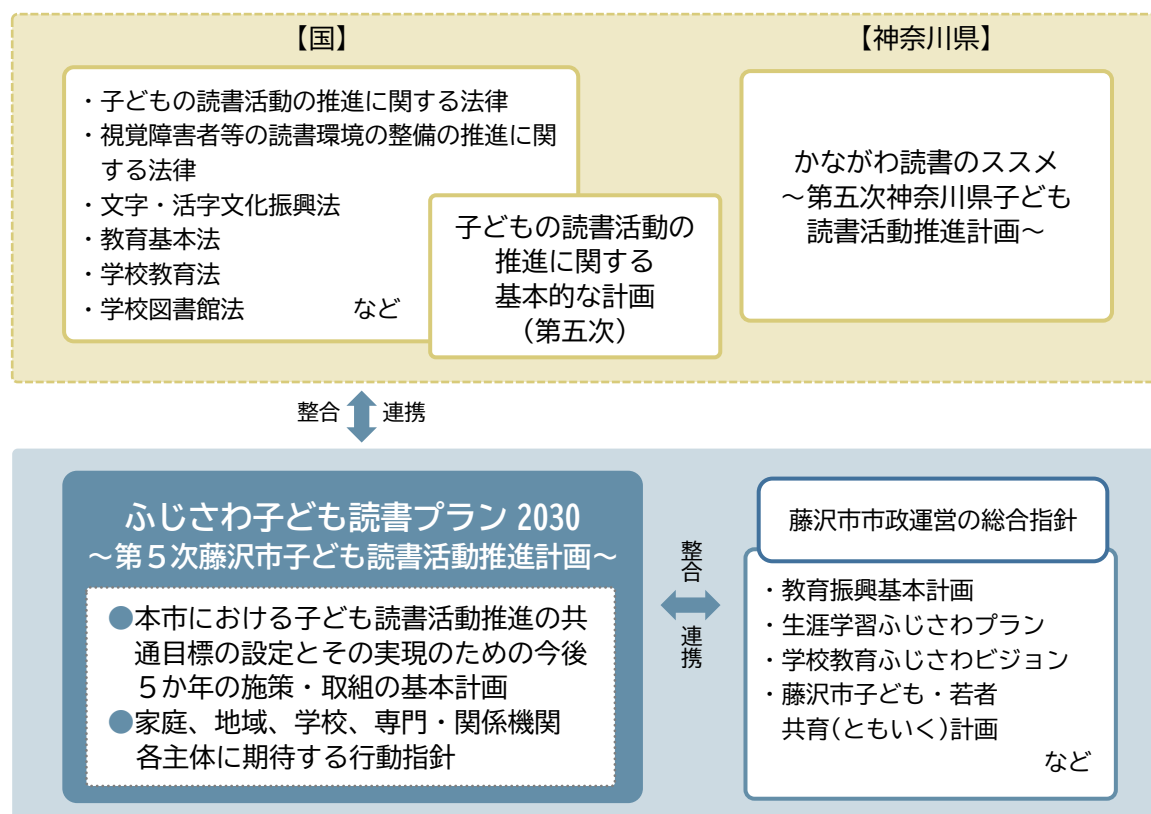
(3) 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき策定する、市町村子ども読書活動推進計画です。本市における第5次の計画として、市全体で子どもの読書活動を進めていくための基本理念と目標を掲げ、その実現に向けた施策と取組を示しています。

また、こうした取組は、SDGs（持続可能な開発目標）が示すゴールと整合が図られています。

この計画は、「藤沢市教育振興基本計画」等、他の関連計画とのつながりを意識しながら、市としての一貫した方針のもとに、施策や事業の連携・調整を図り、子どもたちが本に親しみやすい環境を広げていくことを目指します。

なお、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（2023年（令和5年）3月策定）や神奈川県「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」（2024年（令和6年）3月策定）との整合性にも配慮するとともに、第4次計画期間における取組の成果や課題の検証に基づく計画とします。



■ 本計画で関連すると考えられるSDGsの目標

藤沢市こども読書活動推進計画関連目標			
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに <u>をみんなに</u>	 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう <u>をなくそう</u>
 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に <u>すべての人に</u>	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	
			

(4) 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化等により、計画期間中であっても必要に応じて見直す場合があります。

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
第4次計画	ふじさわ子ども読書プラン 2030					次期計画

(5) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、専門・関係機関も対象としています。

